

始まります! 宅地建物取引士資格試験

宅地建物取引業法が改正され、平成27年4月1日より宅地建物取引主任者資格試験は「宅地建物取引士資格試験」に名称変更となり、平成27年度に第1回試験が実施されます。

有資格者座談会から聞こえてきた現場の声

(一財)不動産適正取引推進機構と(株)不動産流通研究所の共同企画として2015年2月10日に開催された座談会「宅地建物取引士としての今後の責任」(「月刊不動産流通」5月号掲載)より、「宅地建物取引士」試験に関する話題をお届けします。

様々な立場でご活躍中の有資格者の“生の声”を参考に、資格としての「宅地建物取引士」をご検討ください。



(司会) 日本大学経済学部教授(就職委員)
太田 秀也 さん

宅地建物取引業法の改正により、「宅地建物取引主任者(以下、宅建主任者)」の名称が「宅地建物取引士(以下、取引士)」に変更されるとともに、公正・誠実な業務処理、信用失墜行為の禁止や知識・技能の向上などが定められました。まさに専門家・士業としての位置付けがなされたわけです。

「士業」になることで、“資格”としての魅力が高まり、一般の人々や学生など、受験者の裾野拡大も期待されます。

弊社では社員の約9割が取引士資格を保有しています。お客さまとの出会いからやり取りを重ねて、いざ重要事項説明、契約という段階で、資格がないばかりに一番重要な場面を他者に委ねなければならないなんて、営業担当者としては忸怩(じくじ)たる思いだと思います。

資格の合格はあくまで出発点で、それ以降も勉強を重ね、切磋琢磨してレベルアップを図ることが必要になっていくでしょう。



不動産流通会社 総務・コンプライアンス部長
橋本 明浩 さん

取引士資格試験は、不動産を取り扱うための基本的な知識がないと合格できません。つまり資格取得は接客するに当たって必要最低限の知識を持っていることの証明であり、必要不可欠なのです。さらに取引士資格がないと重要事項説明業務ができませんので、営業としては業務を完遂できないという位置付けになってしまいます。

取引士として活躍している個人個人が、レベルもモラルもますます上げていく必要があると思います。「取引士にお願いしてあるのだから安心」と思っただけのよう、私も研鑽を積みたいと思います。



不動産流通会社 コンサルティング営業グループ主査
蛭子 奈津子 さん

学生の間では、弁護士や公認会計士、税理士といった資格の認知度は非常に高いので、そうした士業の中の一つになるという点から、取引士の知名度はかなり上昇すると思います。

取引士受験のための勉強は、宅地建物取引業法をはじめ、さまざまな法令上の制限や、税法など、多分野にわたり、社会人としての知識向上にもつながるのではないかと思います。



大学4年生(不動産会社就職予定)
宇賀神 英謙 さん



(一財)不動産適正取引推進機構 調査研究部調査役
(信託銀行出身(不動産仲介、鑑定部門))

中戸 康文 さん

宅建試験での知識が、銀行での担保の査定、資産コンサルティングにおいて役に立ちました。こうした経験から、不動産関係だけでなく、銀行、保険会社等の金融機関で働く人に取得をお勧めします。また、どの業界に進まれるにしても、受験の際に勉強した知識は、家を買う、借りる、契約をする等の場面で役に立ちます。ぜひ、社会人としての知識を広げる観点から受験をお勧めしたいです。

今後取引士の仕事を魅力と捉える人が増え、取引士の資格を取得しようという人が増加していくことを期待したいと思います。



●宅地建物取引士とは

多くの人にとって、自宅等の不動産の購入は一生に一度の大きな買い物です。その大事な取引の際に、消費者保護の立場から、不動産に関する重要事項の説明などを行うのが宅地建物取引士です。宅地建物取引業法に定める重要事項の説明などは宅地建物取引士に限られた業務です。

●宅地建物取引士資格試験(宅建試験)とは

宅地建物取引士資格試験は、不動産取引の専門家である宅地建物取引士に必要な知識を問う試験で、その内容は、宅地建物取引業法にとどまらず、不動産取引に密接に関連する民法や借地借家法、都市計画法、建築基準法等多岐にわたります。なお、この試験は年齢や学歴等を問わず誰でも受験することができ、一度合格すると一生有効です。

第1回試験は、**平成27年10月18日(日)**に実施する予定です。
詳細はホームページ(<http://www.retio.or.jp>)をご覧ください。

一般財団法人 不動産適正取引推進機構

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-8-21(第33森ビル)
TEL 03(3435)8181(代表)